

朝発第3114号

令和6年10月1日

一般社団法人 朝霞地区薬剤師会

会長 大八木 実様

朝霞市こども・健康部長 堤田俊雄

里親制度における医療受診について（依頼）

仲秋の候、貴職におかれましては、益々、御清祥のことと存じます。

平素、本市の児童福祉行政ならびに母子保健行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「里親制度」は、両親の病気や離婚などにより家庭で養育できない、あるいは保護者の不適切な養育のため、家庭で暮らすことができない子どもを里親が保護者に代わって養育するものですが、その里親に委託されている子どもは、「健康保険証」及び「受診券」を持参することで、保険適用の医療費が公費で負担され、自己負担なく、安心して医療受診ができることになっております。

しかしながら、この制度が会計担当者に周知されていないところもあり、調剤料の支払方法について、里親と齟齬が生じ、窓口で混乱する場面も起きております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、下記のとおり、貴会員各位に対する周知に改めて御配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

○里親制度における医療受診について

従前から実施されている制度で、変更点は特にありません。

○受診券について

埼玉県の各児童相談所が発行するもので、別添「受診券（見本）」を御参照ください。

○医療費の請求について

医療費の自己負担分は、埼玉県が社会保険診療報酬支払基金、または国民健康保険団体連合会を通じて医療機関に支払います。

※受付窓口等での呼び名について

実名を使用している子どもと通称名を使用している子どもがいるため、子どもの混乱を避けるため、受診券に「通称名」が記載されている場合は、通称名でお呼びください。

【問い合わせ】

- ・里親制度に関すること

各児童相談所（別添パンフレットを参照）

- ・本通知に関すること

朝霞市こども・健康部 こども未来課こども相談係

電話：048-463-0364（直通）